

平成21年 5月20日現在

研究種目： 基盤研究（C）
研究期間： 2006～2008
課題番号： 18530362
研究課題名（和文） 収益の認識をめぐる概念フレームワークの研究
研究課題名（英文） Study on Conceptual Framework of Revenue Recognition

研究代表者
辻山 栄子（TSUJIYAMA, Eiko）
早稲田大学・商学大学院・教授
研究者番号：50114020

研究成果の概要：

本研究では、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）が2002年以来進めてきた収益認識に関する共同プロジェクトにおける、資産負債アプローチに基づく収益の認識モデルの再構築の動きを検討した。その結果、資産負債モデル（正味のポジション）に基づく収益認識は、公正価値モデルとの結び付きのもとでのみ成立しうること、このプロジェクトの成果であるディスカッション・ペーパーにおいて採用されている顧客対価モデルと結びついた資産負債モデルは、重大な論理矛盾を抱えていることを明らかにした。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,600,000	0	1,600,000
2007年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
総計	3,500,000	570,000	4,070,000

研究分野：財務会計

科研費の分科・細目：会計学

キーワード：財務会計の概念フレームワーク、収益認識、資産負債アプローチ、収益費用アプローチ、実現・稼得、包括利益、会計基準のコンバージェンス

1. 研究開始当初の背景

本研究は、2001年から急速に進んでいる世界的な会計基準のコンバージェンスの流れのなかで、2004年から世界的な規模で再検討が始まっている財務会計における概念フレームワークについて、特に「会計上の収益の認識」の問題に焦点を当てて調査・研究を行うことを目的にしたものである。

研究代表者はこれまで、「会計における利益概念とその測定構造」に一貫して関心を持ち研究を進めてきた。研究代表者のこの研究テーマは、財務会計における概念フレームワークと表裏一体の関係にあるため、研究の究極的な対象は財務会計の概念フレームワークそのものにあるが、本研究課題では、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの流れとして一般的に理解されている近年の概念フレームワークの動向を、収益の認識モデルの再構築の動きという、より具体的な論点に焦点を当てて、アカデミックな視点から再検討を加えることを当面の課題にすることとした。

2. 研究の目的

(1) 問題の所在

1990年代末の米国において相次いだIT産業の収益計上をめぐる不正問題に加え、2001年に米国の経済界を震撼させた相次ぐ会計不祥事を契機として、会計上の収益の認識ルールをより厳格化しようという機運が世界的に高まっていた。この問題に対処するために、米国財務会計基準審議会 (FASB) は2002年5月に収益認識プロジェクトをスタートさせ、2002年6月からは国際会計基準審議会 (IASB) との共同プロジェクトの形で作業を進めてきた。しかしその作業の過程で、このプロジェクトに関する問題の所在の根深さが次第に明らかになった。つまり、会計における収益の認識および測定の問題は、財務会計の概念フレームワークと密接不可分に結びついており、新たな収益認識ルールの整備は必然的に財務会計の概念フレームワークの包括的な見直しを余儀なくさせるという認識が共有されることになったのである。その結果、FASBとIASBはいわゆる資産負債アプローチに全面的に依拠して財務諸表の構成要素の定義や認識に関する概念フレームワークを再構築し、同時に、収益の認識に関する包括的な原則を導き出すことを意図してプロジェクトを進めてきた。

一方、日本における現行の制度会計における利益計算は、基本的に収益費用アプローチに依拠していると考えられている。収益費用アプローチを支持する立場は学界においても共通しており、日本においては資産負債ア

プローチに依拠した収益の認識ルールを支持する見解は必ずしも多くない。

(2) 解明すべき課題

本研究の目的は、資産負債アプローチに基づく収益認識の包括的なモデルとは、どのようなものであり、それは収益費用アプローチに基づく従来モデルとどのような関係にあるのかを明らかにすることである。

さらに収益の認識モデル、そしてそのモデルを導き出す概念フレームワークに関する彼我の違いはどこから生まれているのか、また米国の学界関係者 (会計研究者) は FASB の近年の制度改訂の動きをどのように受け止めているのか、という問題を明らかにすることも、本研究のもう一つの課題である。

3. 研究の方法

(1) 海外インタビュー調査の実施

科研費研究初年度である 2006 年度は、主として、本研究の主題である会計上の概念フレームワークならびに収益認識に関する国際的な制度改定の動きを主導している IASB のプロジェクト責任者、そして英国の関係各機関 (英国金融庁 FSA ならびに英国通産省 DTI) に対するインタビュー調査を実施した。また、IASB の業績報告プロジェクトの責任者を務めた英国の研究者 (Cambridge 大の Richard Baker 教授) に対するインタビュー調査も実施した。

この調査は、現行実務に深く浸透している収益認識モデルをドラスティックに変えようという現在の世界的な動きの現状と、その背景を正確に把握することを目的としていた。併せて、IASB の基準改定の担当者に研究代表者の見解をインプットすることも目的にしていた。

なお研究当初の計画では、米国 FASB の現行概念フレームワーク策定当時の議長である D. Kirk 氏へのインタビューを試みる予定であったが、高齢と引退を理由にインタビューには応じてもらえなかった。

(2) 海外学会・セミナー等における討論

2007 年度には、主として、2006 年度の研究成果を海外に発信する活動を行った。まず、筆者が 2007 年 11 月に公表した論文 (後掲の) の英訳を作成し、インターネットを通じて広く海外の関係者 (海外インタビュー対象者、有力アナリスト、基準設定関係者、学界関係者等) に配信した。その結果、この論文に対する海外からの反響を得た。

さらに米国 Carnegie Mellon 大学に赴き、同大学 Tepper School で開催された

Accounting Seminar において、Comprehensive Income Reporting and Japanese Accounting Standards というテーマで報告し、討議した。また、セミナーの前後に同大の会計部門の研究者との個別のディスカッションの機会を与えられ、意見交換した。さらに、Yale 大学の Shyam Sunder 教授を訪問し、博士課程の学生を交えて、会計基準の設定をめぐる近年の動向、市場と会計の関係、会計上の資産評価と利益の概念、等のテーマで討議を行った。

2008 年度には、IASB と FASB から 2008 年 10 月と 12 月に相次いで公表された収益認識に関するディスカッション・ペーパーと財務諸表の表示に関するディスカッション・ペーパーに対してアカデミックな分析を加えた結果を、日本の証券アナリスト用の冊子にまとめ公表した。

また米国に直接赴き、主として収益認識に関する本研究課題の研究成果に基づき、Massachusetts Institute of Technology の Ross Watts 教授、ならびに Columbia University の Stephan Penman 教授との意見交換を行った。併せて、会計基準の国際的なコンバージェンスをめぐる 2008 年度に新たに発生した新しい動きである、国際財務報告基準 (IFRS) の国内基準化 (アドプション) についても意見交換した。

(3) IASB/FASB から公表される諸文献に関するデータベースの構築

本研究期間 (2006 年 4 月 ~ 2009 年 3 月) は、会計基準の国際的なコンバージェンスが予想を上回る勢いで進んだ時期である。2008 年後半には、日本企業に対する IFRS の受け入れ (義務化 = アドプション) 論も急浮上してきた。そのため、この間に IASB、FASB ならびに ASBJ からは膨大な量のディスカッション・ペーパー、公開草案、そして基準が公表されている。また議論の過程で、多くの基礎資料が公表されている。それらの資料を可能な限りデータベース化した。

4. 研究成果

以上のような研究を通じて得た成果は、既以後掲の論文等において公表しているが、その内容を以下 (1) に要約する。なお、検討の過程で明らかになったその他の事項については (2) に示す。

(1) 資産負債モデル (正味のポジション) に基づく収益認識に関する検討結果 経緯

収益認識プロジェクトは、IASB と FASB が現行の収益認識モデルにおける種々の問題

点を克服するために、2002 年以降にスタートしたものであるが、そこには次の 2 つの暗黙の前提が横たわっていた。それは第 1 に、資産・負債の変動に関わらず収益認識モデルを開発すること、そしてそのことによって第 2 に、解釈の余地を極力なくした包括的な収益認識モデルを新しく開発することが可能になるであろうということである。

この収益認識プロジェクトの成果として 2008 年 12 月に、国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務報告基準審議会 (FASB) から「顧客との契約における収益認識に関する予備的見解」(Discussion Paper, *Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers*, 以下、収益認識 DP) と題する注目すべきディスカッション・ペーパーが公表された。この収益認識 DP は、IASB と FASB が 2001 年以来進めている基準改定作業の根底に横たわる資産負債アプローチの意味、そしてこのアプローチに基づく基準改定の成否を検討するうえで、非常に重要な意味を持っている。

本研究においては、研究期間であった 3 年の間、主として収益認識プロジェクトの動向を海外調査等を通じてフォローしてきたが、その研究成果を踏まえて、最終的には 2008 年 12 月に公表された収益認識 DP を詳細に検討した。特に、IASB と FASB が近年目指してきた「資産負債アプローチ」に基づく基準改定作業の意味を、このアプローチに基づく「収益認識モデルの再構築」という側面から再検討した。検討の結果、資産負債アプローチに基づく収益認識モデルの再構築という意味において、収益認識 DP は重大な自己矛盾を内包しているということが明らかになった。以下に、そのような結論を導いた論拠を示す。

収益認識 DP の特徴

収益認識 DP における提案モデルの主張を整理すると、その要点は次の 2 つに大別することができる。

それは第 1 に、収益は顧客との契約による企業の正味のポジション (net position) の増加に基づいて認識されなければならないとされていること、第 2 に、収益は履行義務の充足時に認識されなければならないとされていること、である。ここで注目すべきは、この 2 つの提案は、次元の異なる 2 つの別個の提案であり、両者の間には必然的な結びつきはないということである。本研究で注目しているのは、このうちの第 1 の点である。

ちなみに今回の提案モデルは、一般に「顧客対価モデル」として総括される傾向

がある。しかし契約時に履行義務を顧客対価によって認識することとされているのは、必ずしも提案モデルの本質的な主張ではない。なぜなら、DPにおいて履行義務の当初測定に顧客対価が用いられているのは、あくまでもこれまでの議論の過程における妥協の産物であり、このプロジェクトのスタッフによって一貫して支持されてきた「正味のポジションによる収益認識モデル」と顧客対価モデルとは、本質的には相容れないものであるからである。

正味のポジションの定義

収益認識 DP によれば、収益は、顧客との契約による企業の正味ポジションの増加に基づいて認識されなければならない。企業が顧客と契約を締結すると、その契約による権利（対価請求権、rights）と履行義務（提供義務、performance obligation）の結びつきによる契約の正味のポジション（net position）が生じる。その正味契約ポジションが契約資産になるのか、契約負債になるのか、あるいはゼロになるのかは、その契約において残された権利と義務の測定値に依存している。提案モデルでは、契約によって生じる履行義務を企業が充足することによって、契約による権利と義務の差額（正味のポジション）である「契約資産」が増加もしくは「契約負債」が減少し、その一期間の差額が収益として認識されることになる。

つまり正味のポジションは次式のように定式化することができる。

正味のポジション

= 契約資産（または契約負債）

= 契約による権利 - 履行義務

ここで注意を要するのは、正味のポジションを表す「契約資産」や「契約負債」は、顧客との契約により生じた権利や履行義務そのものを表す概念ではなく、その名称からも明らかのように、両者の差額概念を表しているという点である。

3つの収益認識モデルの比較

そこで次に、この正味のポジションによる収益認識モデルの本質を理解するために、このプロジェクトにおいて過去に議論の俎上に載せられた3つの代替案を比較検討した。このプロジェクトの議論の過程では、履行義務の測定が公正価値による測定から顧客対価による測定へと変更されているから、結果的に提案されているモデルは、本来の意味での正味ポジションによる収益認識モデルとは異なる姿に変容してしまっている。したがって、正味のポジションによる収益認識の本来

的な意味を正しく理解するためには、このプロジェクトにおける議論の経過を辿ってみる必要がある。

現在出口価値モデル

顧客対価モデル

実現・稼得過程モデル

このうち、従来モデルである案は、資産・負債の変動に基づかないモデルとされ、議論の出発点から選択肢から除かれることになった。そしてプロジェクトの初期の段階では、の現在出口価値モデルが最有力案と目されていた。そこでは、契約資産と契約負債に焦点が当てられ、収益は契約資産の増加または契約負債の減少であると定義されていた。また契約において引き受けられた未履行の権利及び義務は、毎期末に現在出口価格（current exit price）、つまり市場参加者が契約上の残された未履行の権利・義務を引き受ける際に企業に要求すると考えられる見積り額で測定されることとされていた。

一方、DPにおいて提案されている顧客対価モデルは、契約資産と契約負債の定義に関してはの現在出口価値モデルと共通している。ただし履行義務は、契約当初から約定された金額（顧客対価、customer consideration amount）によって測定されることとされている。複数要素契約の場合には、その対価に含まれる商品またはサービスの個々の販売価格に基づいて識別される個々の履行義務（performance obligation）に、顧客対価が配分されることになる。このモデルでは、顧客対価の金額が履行義務に配分されるため、当初は履行義務の合計額と権利（顧客対価）の測定値が等しくなるから、当初の契約の正味のポジションは通常ゼロになる。その後、個々の履行義務が遂行されるにつれて、契約負債の減少や契約資産の増加が生じることになり、それが収益として認識される。

2つのモデルの差異は、言うまでもなく契約開始時の収益認識上の差異である。すなわち、前者では契約開始時でも収益の一部が認識されるが後者では認識されない。またDPでは履行義務の当初認識後の再測定は提案されていないから、その後の収益認識額にも差異が出るが、当初認識時には履行義務を顧客対価で認識するものの、その後は毎期末の出口価値で再測定することにすれば、両者の差異はなくなる。

したがってDPにおいては今回、顧客対価による履行義務の測定が提案されているものの、この提案の根底には、対価請求権（権利）と履行義務の差額としての正味のポジション（正であれば契約資産、負であれば契約

負債)を収益として認識していくという、従来モデルとは本質的に異なる発想が横たわっている。改めて指摘するまでもなく、そこにおける問題意識は、顧客対価(というグロスの金額)をどのようなタイミングで収益として認識していくのかという、従来型の収益認識における中心的な課題とは明らかに異なるものになっている。

つまり両モデルは、顧客対価で測定するという意味では一見同じように見えるが、両者の間には決定的な違いが横たわっている。というのは、従来型モデルにおいて顧客対価を用いて測定されているのは「収益」そのものであるのに対し、正味のポジションによる収益認識モデルにおいて顧客対価を用いて測定されているのは、履行義務という「負債」なのである。この点を念頭において、3つのモデルの相互関係をまとめると、下の図のようになる。

3つの収益認識モデルの相互関係

基本思考	モデル	測定
資産・負債モデル	現在出口価値モデル	公正価値
	顧客対価モデル	顧客対価の配分
配分モデル	実現・稼得過程モデル	

本研究における結論

DP自身に示されているように、提案モデルの特徴は、その基本思考においては資産負債アプローチを採用しつつ、測定の側面では顧客対価の配分額を用いている点である。このプロジェクトの当初の目的が、資産負債の変動に基づく収益認識モデルを新たに構築することにあったことに鑑みれば、提案モデルが資産負債アプローチに依拠したものになることは当然のことである。

しかし提案モデルは、履行義務の測定を顧客対価によることとした時点で、実は、資産負債アプローチを自ら放棄してしまう結果になっている。なぜなら、公正価値モデルでは資産負債の変動額(測定額)がまず外生的に決まり、その結果として両者の測定差額が収益の認識額となるという意味で、本来の資産負債アプローチの要件を充たしているのに対し、顧客対価モデルでは、その関係が逆転しているため、本来の意味での資産負債アプローチの要件を欠いているからである。

つまりそこでは、当初の履行義務の測定値として配分された顧客対価が、その後の履行義務の遂行によって収益として認識されることになり、その結果として資産と負債の認識

額が決まるという意味で、資産と負債の認識と収益の認識の関係が逆転してしまっている。顧客対価アプローチにおいては、一見すると負債の変動によって収益が認識されているようにも見えるが、負債の変動を決めているのは履行義務の遂行であり、負債そのものが外生的に測定されて収益の認識を導いているのではない。

その意味で顧客対価モデルは、従来モデルである実現・稼得過程モデルにおける収益を履行義務と呼び換え、稼得過程を履行義務の消滅過程と呼び換えたに過ぎない、従来モデルと同型の配分モデルの一類型であるといえる。

本研究の貢献と展望

研究者代表者は、2009年3月に渡米し、このような研究成果について、米国会計学界で中心的な役割をはたしているMITのRoss Watts教授、ならびにColumbia UniversityのStephan Penman教授と意見交換を行った。その結果、収益認識DPについては多くの場合、前掲の第2の特徴に目を奪われがちであるが、正味のポジションによる収益認識の意味に着目したこのような分析結果は新鮮であり、極めて示唆に富んだものであるという評価を得た。今後は、本研究の成果を翻訳して広く海外に発信する予定である。

(2) 検討過程で明らかになったその他の事項

IASBとFASBの基準改定作業に対する世界の实务界の反応を調査した結果、以下の事実が明らかになった。

- (イ) 調査時点におけるIASBの担当者等の問題意識とモデル設計の深度は、必ずしも十分なものではないこと。
- (ロ) 英金融庁(FSA)と通産省(DTI)の間では、新しいモデルによる会計基準の改定の動きについて大きな隔たりがあること。また、日本の討議資料「財務会計の概念フレームワーク」における見解と、英DTIの会計責任者の見解には多くの類似点が存在すること。

海外の学界関係者に対するインタビューを実施した結果、時価会計に対する米国研究者の見解は、日本の学界関係者の多数意見とはほぼ類似した見解に立脚しており、現在IASBならびにFASBが推進している時価会計、特に負債の時価評価を含む全面時価会計に関する支持者は極めて少数であることが明らかになった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 7 件)

辻山栄子、「正味のポジションに基づく収益認識 その批判的検討」、『企業会計』、査読無、第 62 巻第 9 号、4-13 頁、2009 年 9 月。(2009 年 5 月投稿済、掲載決定済)

辻山栄子、「IFRS 導入の制度的・理論的課題」、『企業会計』、査読無、第 61 巻第 3 号、18-28 頁、2009 年 3 月。

辻山栄子、「国際会計基準と時価会計」、『早稲田大学ビジネススクール・レビュー』、査読無、第 8 巻、85-93 頁、2008 年 8 月。

辻山栄子、「収益認識と業績報告」、『企業会計』、査読無、第 60 巻 1 号、39-53 頁、2008 年 1 月。

辻山栄子、「2 つの包括利益」、『会計・監査ジャーナル』、査読無、第 19 巻 11 号、30-39 頁、2007 年 11 月。

辻山栄子、「収益の認識をめぐる欧州モデル」、『会計』、第 172 巻 5 号、1-22 頁、2007 年 11 月。

辻山栄子、「会計基準のコンバージョン」、『企業会計』、査読無、第 58 巻 10 号、4-14 頁、2006 年 10 月。

〔学会発表〕(計 1 件)

Eiko Tsujiyama, Comprehensive Income Reporting and Japanese Accounting Standards, Carnegie Mellon University Accounting Seminar, March 2008, US Pittsburgh.

〔図書〕(計 2 件)

辻山栄子、『IFRS ディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示」および「収益認識」の解説』、日本証券アナリスト協会、1-40 頁、2009 年 3 月。

斎藤静樹編(分担執筆) 第 6 章 辻山栄子、「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」、135-153 頁、『詳解：討議資料 財務会計の概念フレームワーク(第 2 版)』所収、中央経済社、1-323 頁、2007 年 12 月。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

辻山 栄子 (TSUJIYAMA EIKO)
早稲田大学・商学大学院・教授
研究者番号：50114020